

東北運輸局管内自家用電気工作物保安管理請負契約 仕様書

1. 契約内容

別紙1「東北運輸局官署一覧」に掲げる官署における自家用電気工作物保安管理

2. 対象施設及び設備

別紙1 東北運輸局官署一覧に掲げる官署

なお、対象工作物の受電電圧は6, 600ボルトである。

3. 契約予定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 保守管理内容

(1) 自家用電気工作物の維持及び運用については、別紙2「維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（需要設備）」に基づき定期的な点検、測定及び試験を行う。

なお、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは必要な指導、助言。

(2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、事故原因を探すとともに応急措置を指導し、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの指導。

(3) 電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立ち会い。

(4) 対象となる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面の作成及び手続きの指導。

(5) 対象となる電気工作物の設置又は変更の工事に係る設計の審査及び竣工検査。また、必要な指導、助言。

(6) 電気工作物の設置又は変更の工事についての、当方からの通知による、工事中の点検及び必要な指導、助言。

5. 入札の方法

入札価格は、上記2. で掲げた官署における上記3. の契約期間の総額を入札金額（税抜き金額）とすること。

## 6. その他

- (1) 支払いは、東北運輸局及び各官署に入居している独立行政法人自動車技術総合機構東北検査部の2者で分担するものとする。
- (2) 支払いは、2. に掲げるすべての官署について、毎月末日に当該月分の請求書を取りまとめ、契約書にて取り決めをした分担率による請求額により、東北運輸局及び独立行政法人自動車技術総合機構東北検査部それぞれに、1部ずつ翌月の10日までに提出することとし、適法な請求書を受理した日から30日以内に銀行振込により支払うこととする。
- (3) 保安全管理等に従事する者は、電気主任技術者の資格を受けた者とする。
- (4) 落札者は、次の項目が記載された「入札額内訳書」(適宜様式)を提出すること。  
なお、これらの項目は最低記載事項であり、参考となる他の項目を追加してもよい。
  - ・あて先は「東北運輸局長」とすること。
  - ・年月日(落札日とする)、会社の住所・名称・代表者役職名・代表者氏名
  - ・官署ごとの月額単価(税抜き)、月ごとの合計金額(税抜き)、合計金額(税抜き)  
ただし、内訳金額が落札金額と符合しないときは、落札金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに落札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

## 東北運輸局官署一覧及び各官署需要設備容量

官 署 名 / 住 所	月次点検頻度 / 設置監視装置	需要設備容量 (kVA)
青森運輸支局	需要設備：隔月1回	200
青森県青森市大字浜田字豊田139-13	低圧絶縁監視装置	
青森運輸支局八戸自動車検査登録事務所	需要設備：隔月1回	125
青森県八戸市桔梗野工業団地二丁目12-12	低圧絶縁監視装置	
岩手運輸支局（本庁舎）	需要設備：隔月1回	175
岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目8-5	低圧絶縁監視装置	
宮城運輸支局	需要設備：隔月1回	200
宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3-15	低圧絶縁監視装置	
秋田運輸支局	需要設備：隔月1回	350
秋田県秋田市泉字登木74-3	低圧絶縁監視装置	
山形運輸支局（本庁舎）	需要設備：隔月1回	175
山形県山形市大字漆山字行段1422-1	低圧絶縁監視装置	
山形運輸支局庄内自動車検査登録事務所	需要設備：隔月1回	250
山形県東田川郡三川町大字押切新田字歌枕3	低圧絶縁監視装置	
福島運輸支局（本庁舎）	需要設備：隔月1回	250
福島県福島市吉倉字吉田54	低圧絶縁監視装置	
福島運輸支局いわき自動車検査登録事務所	需要設備：3ヶ月1回	100
福島県いわき市内郷綴町字舟場1-135	漏電監視装置	

## 維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（需要設備）

## 1 維持及び運用の巡視、点検及び測定・試験

設備		点検項目	定期点検			臨時点検
			月次点検	年次点検		必要の都度
				1回/1か月	1回/1年	
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		継電器の動作試験		○		
		継電器の動作特性試験				○
		開閉器と継電器の連動試験		○		
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
受電設備	断路器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		継電器の動作試験			○	
		継電器の動作特性試験				○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			○	
	変圧器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		絶縁油の酸価度試験				○
		絶縁油の絶縁破壊電圧試験				○
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	避雷器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	母線等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	その他の高圧機器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	受・配電盤	配電盤、制御配線	外観点検	○	○	
電圧、電流の測定			○			
絶縁抵抗測定				○		
計器校正試験						○
シーケンス試験					○	
低圧絶縁監視装置等		装置の点検	○	○		
	許容誤差試験		○			

設備		点検項目	定期点検			臨時点検
			月次点検	年次点検		
			1回/1か月	1回/1年	1回/3年	必要の都度
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○		
		接地抵抗測定		○		
		漏えい電流測定	○			
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○		
配電設備	電線路	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
負荷設備	機器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	配線、制御配線	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
遮断器	外観点検	○	○			
	絶縁抵抗測定		○			
非常用予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○		
		始動・停止試験	○	○		
		継電器の動作試験		○		
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	遮断器、開閉器、配電盤、制御配線等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		電圧、周波数（回転数）の測定	○			
継電器の動作試験				○		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○		
		電圧測定	○			
		比重測定		○		
		液温測定		○		
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		

注1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

- 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 3 電気工作物の設置状態により点検項目の一部又は全部を省略することがある。
  - (1) 引込設備の絶縁抵抗測定は、停電範囲により実施できないことがある。
  - (2) 接地抵抗測定は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
  - (3) 絶縁油の酸価度試験及び絶縁破壊電圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
  - (4) 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に代えることがある。
  - (5) 次の設備以外の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験にあつては、その一部又は全部を省略することがある。
    - a 引込設備の区分開閉器
    - b 受電設備の主遮断装置及びこれと同一場所に設置された遮断器、負荷開閉器
    - c 非常用予備発電装置の遮断器、開閉器
  - (6) 蓄電池設備のうち蓄電池に関わる比重測定及び温度測定は、内部抵抗測定に代えることがある。
- 4 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあつては、その結果により当該点検の一部に代えることがある。
  - (1) 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」、「漏電監視装置」等を用いる場合、その監視により当該点検に代えることがある。
  - (2) 引込設備、受電設備及び配電設備の絶縁抵抗測定は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において部分放電検出等による「絶縁診断測定」に代えることがある。
  - (3) 引込設備の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において「制御配線点検」及び「継電器単体試験」に代えることがある。
- 5 低圧需要設備の移動用の非常用発電設備については、装置を電路に接続しない期間においては、月次点検の周期を6か月に1回とする。

## 2 臨時点検

電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その都度点検及び測定・試験を行う。

※令和7年度に、3年毎の停電による総合点検を行う官署は以下の箇所である。この官署においては、全館停電による点検が必要なため、事前に該当官署と調整のうえ、閉庁日に点検を行う必要がある。

- ・宮城運輸支局（令和7年10月実施予定）
- ・福島運輸支局（令和7年11月実施予定）